

資料 2

〔 令和 3 年 6 月 25 日 〕  
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る平成29年度分から令和3年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（令和3年6月修正分）

## 資料 2-1

総務大臣配分資産に係る平成29年度分から令和3年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和3年6月修正分)(総括)

(単位：千円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
H29	0	0	0	△ 31,387	0	△ 31,387	△ 439
H30	0	0	0	△ 26,303	0	△ 26,303	△ 368
R元 (H31)	2,820,090	365,330	0	△ 22,042	2,820,090	343,288	4,806
R2	0	0	24,200	△ 5,073	24,200	△ 5,073	△ 71
R3	9,398,631	5,449,228	13,485,847	9,960,054	22,884,478	15,409,282	215,730
計	12,218,721	5,814,559	13,510,047	9,875,249	25,728,768	15,689,808	219,657

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。